

令和5年 第5回農業委員会議事録

令和5年5月25日午後3時00分に第5回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 19 番 (武田 春信) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報第 7号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第14号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第15号 | 非農地証明について |
| 議第16号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第17号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |
| 議第18号 | 尾花沢市農地利用最適化推進委員の委嘱について |

令和 5 年 第 5 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 5 年第 5 回通常総会を 5 月 25 日（木）市役所大会議室において午後 3 時 00 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。3 番 小関金也委員、19 番 武田春信委員より欠席の旨、連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 17 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、総会出席ありがとうございます。5 月に入ってから天気も良く、農作業、田植え等順調に進んでいると思います。まず、けがのないよう十分注意して作業するようにお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長宜しくをお願いいたします。

（議 長）

只今より令和 5 年第 5 回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番 石川富士太郎委員、7番 笹原哲委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告い

たします。議案書1頁をご覧ください。案件は19件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1からNo.9は別人へ貸借予定です。No.10、11、14、15は中間管理機構へ貸付予定です。No.12はトウメキ259-1が別人へ売買予定、そのほか4筆は同人へ売買予定です。No.13は同人へ売買予定です。No.16から19は未定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第7号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、
11番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(11番 西塚委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第14号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明いたします。まず所有権移転についてご説明いたします。9頁をご覧ください。案件は2件です。No.1の申請事由は高齢化による経営縮小のため、No.2は労力不足のためです。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は11件です。No.3からNo.6の申請事由は労力不足のため、No.7からNo.13は借り人の法人化による借りかえです。

最後に使用貸借権の設定についてです。No.14は自身が出資する法人への設定です。No.15は借り人の法人化による借りかえです。No.16は耕作不便のため、No.1からNo.9は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

11番 西塚孝也委員復席願います。

(11番 西塚委員 復席)

(議長)

次に議第15号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第4班主任、高橋中央委員の報告・説明を求めます。

(6番 高橋委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第16号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第4班主任、高橋央委員の報告・説明を求めます。

(6番 高橋央委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第17号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、6番 高橋央委員、11番 西塚孝也委員、16番 星川礼子委員の退席を求めます。

(6番 高橋委員 退席)

(11番 西塚委員 退席)

(16番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第17号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書27頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借5件、転貸48件、所有権移転4件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が4,472aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手5名、受け手5名、転貸が出し手19名、受け手20名、所有権移転が出し手4名、受け手3名です。合計は出し手が28名、受け手が28名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3から5年が3件で186a、6から9年が5件で864a、10年以上が3件で140aです。転貸はすべて10年以上の設定で3,874aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

28頁からは、個別状況になります。このうち29頁2段目からは転貸で、34頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。6番 高橋央委員、11番 西塚孝也委員、16番 星川礼子委員復席願います。

(6番 高橋委員 復席)

(11番 西塚委員 復席)

(16番 星川委員 復席)

(議 長)

次に、議第18号「尾花沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは私より、議第18号「尾花沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」説明いたします。議案書は35頁です。配布しました農地利用最適化推進委員候補者評価委員会報告書とあわせて説明いたします。

本市の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第2条により、尾花沢地区、福原地区、宮沢地区、玉野地区、常盤地区において、各地区2名以内、合計10名と定められております。現在の最適化推進委員の任期は、本年7月19日までとなっております。後任の推進委員について、農業委員と同じく3月10日から4月14日までの期間で公募を行ったところ、尾花沢地区3名、福原地区2名、宮沢地区2名、玉野地区2名、常盤地区2名、合計11名の公募がありました。公募締め切り後、尾花沢市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する規則第7条に基づき、候補者の評価に関わる意見の請求が評価委員会にありましたので、去る4月25日に運営委員会を母体とする評価委員会を開催し、評価委員会報告書のとおり、評価委員会報告書のとおり11名の中から各地区2名ずつ、計10名を適正として評価したところです。

評価の経過ですが、農業委員会等に関する法律第18条の規定による要件、所謂候補者の欠格条項等について確認したところ、欠格者はありませんでした。

その後、担当地区ごとに候補者1人ずつ資料に基づき審査し、推進委員として委嘱することの適否を評価したところです。

定数を超えない福原・宮沢・玉野・常盤の4地区については、農業経営や経歴を考慮して候補者8名全員を適正と評価しました。

定数を超えた尾花沢地区については、応募の他に推薦を受けていることや農業経営の経験等を踏まえ、候補者3名、6番、7番、10番のうちから、6番と7番の2名を適正と評価したところです。

慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、局長補佐より説明がありましたが、人事案件でありますので、質疑を省略し、ただちに議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和5年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時28分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年5月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____